

第5号議案

芦屋市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和2年2月18日提出

芦屋市長 伊 藤 舞

提案理由

道路構造令の一部改正に伴い、自転車通行帯の設置に関する基準を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

芦屋市道路の構造の技術的基準を定める条例（平成24年芦屋市条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（車線等）</p> <p>第4条 車道（副道，停車帯，<u>自転車通行帯</u>その他規則で定める部分を除く。）は，車線により構成されるものとする。ただし，第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては，この限りでない。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道（<u>自転車通行帯を除く。</u>）の幅員は，4メートルとするものとする。ただし，当該普通道路の計画交通量が極めて少なく，かつ，地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第33条の規定により車道に狭窄部<small>さく</small>を設ける場合においては，3メートルとすることができる。</p>	<p>（車線等）</p> <p>第4条 車道（副道，停車帯その他規則で定める部分を除く。）は，車線により構成されるものとする。ただし，第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては，この限りでない。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は，4メートルとするものとする。ただし，当該普通道路の計画交通量が極めて少なく，かつ，地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第33条の規定により車道に狭窄部<small>さく</small>を設ける場合においては，3メートルとすることができる。</p>

改正後	改正前
<p>(副道)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 副道<u>(自転車通行帯を除く。)</u>の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p> <p>(停車帯)</p> <p>第8条 (略)</p> <p><u>(自転車通行帯)</u></p> <p><u>第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)</u>には、<u>車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。)</u>に自転車通行帯を設けるものとする。<u>ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u></p> <p><u>2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)</u>には、<u>安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u></p> <p><u>3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。</u></p> <p><u>4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。</u></p> <p>(自転車道)</p> <p>第9条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種<u>(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)</u>又は第4種(第3級を除く。同</p>	<p>(副道)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p> <p>(停車帯)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(自転車道)</p> <p>第9条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種<u>又は第4種の道路</u>には、<u>自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形</u></p>

改正後	改正前
<p>項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量の多い第3種若しくは第4種の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(自転車歩行者道)</p> <p>第10条 自動車の交通量の多い第3種又は第4種の道路(自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(歩道)</p> <p>第11条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量の多い第3種若しくは第4種の道路(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(自転車歩行者道)</p> <p>第10条 自動車の交通量の多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(歩道)</p> <p>第11条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2～5 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(待避所)</p> <p>第31条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 待避所相互間の道路の大部分が待避所から<u>見通す</u>ことができること。</p> <p>(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道<u>(自転車通行帯を除く。)</u>の幅員は、5メートル以上とすること。</p> <p>(附帯工事等の特例)</p> <p>第39条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、令第4条、第12条並びに第35条第2項及び第3項の規定並びに第4条から前条までの規定(第7条、第14条、第15条、第25条、第27条、第32条及び第36条を除く。)による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p> <p>(区分が変更される道路の特例)</p> <p>第40条 市道以外の道路の区域を変更し、当該変更に係る部分を市道とする計画がある場合において、当該道路を当該市道とすることにより令第3条第2項の規定による道路の区分が変更されることとなるときは、令第3条第4項及び第5項、第4条並びに第12条の規定並びに第4条、第5条第1項、第3項及び第5項、第7条第2項から第5項まで及び第8項、第8条第1項、<u>第9条第1項及び第2項</u>、第10条第3項、第11条第1項、第2項及び第4項、第13条第1項、第14条第1項、第17条、第18条、第19条第1項、第21条、第23条第2項、第24条第3</p>	<p>(待避所)</p> <p>第31条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 待避所相互間の道路の大部分が待避所から<u>見とおす</u>ことができること。</p> <p>(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。</p> <p>(附帯工事等の特例)</p> <p>第39条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、令第4条、第12条並びに第35条第2項及び第3項の規定並びに第4条から前条までの規定(第8条、第14条、第15条、第25条、第27条、第32条及び第36条を除く。)による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p> <p>(区分が変更される道路の特例)</p> <p>第40条 市道以外の道路の区域を変更し、当該変更に係る部分を市道とする計画がある場合において、当該道路を当該市道とすることにより令第3条第2項の規定による道路の区分が変更されることとなるときは、令第3条第4項及び第5項、第4条並びに第12条の規定並びに第4条、第5条第1項、第3項及び第5項、第7条第2項から第5項まで及び第8項、第8条第1項、第10条第3項、第11条第1項、第2項及び第4項、第13条第1項、第14条第1項、第17条、第18条、第19条第1項、第21条、第23条第2項、第24条第3項、第28条第3項、第</p>

改正後	改正前
<p>項、第28条第3項、第31条並びに第33条の規定の適用については、当該変更後の道路の区分を当該道路の区分とみなす。この場合において、令第12条中「第3種第5級」とあるのは、「第3種第5級又は第4種第4級」と読み替えるものとする。</p> <p>(小区間改築の場合の特例)</p> <p>第41条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第8条、<u>第8条の2第3項</u>、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第16条から第23条まで、第24条第3項並びに第26条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p> <p>2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第7条第2項、第8条、<u>第8条の2第3項</u>、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1項、第22条第2項、第24条第3項、次条第1項及び第2項並びに第43条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p>	<p>31条並びに第33条の規定の適用については、当該変更後の道路の区分を当該道路の区分とみなす。この場合において、令第12条中「第3種第5級」とあるのは、「第3種第5級又は第4種第4級」と読み替えるものとする。</p> <p>(小区間改築の場合の特例)</p> <p>第41条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第16条から第23条まで、第24条第3項並びに第26条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p> <p>2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1項、第22条第2項、第24条第3項、次条第1項及び第2項並びに第43条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 照

芦屋市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

道路構造令の一部改正に伴い、自転車通行帯の設置に関する基準を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 歩行者及び自動車から自転車の通行を分離する必要がある場合には、次のとおり自転車通行帯を設置する。(第8条の2関係)

	対象となる道路	設ける場所	幅員
自転車通行帯	自動車及び自転車の交通量が多い道路	車道の左端寄り (停車帯を設けるときは停車帯の右側)	・1.5m以上 ただし地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては1mまで縮小することができる。 ・当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。
	次のア又はイの道路であって安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合 ア 自転車の交通量が多い道路 イ 自動車及び歩行者の交通量が多い道路		

- (2) 自動車との関係で自転車の安全性を確保する必要がある設計速度60km/hの道路には、引き続き、車道との間を工作物により分離した自転車道を設置する。(第9条関係)

- (3) その他所要の規定の整理

3 施行期日

公布の日

整備形態	自転車道	自転車通行帯	
		自転車専用通行帯	車道混在（自転車と自動車を車道で混在）
整備イメージ	<p>縁石線又はさくその他これに類する工作物による区画</p> <p>歩道 自転車道</p>	<p>歩道 自転車専用通行帯</p>	<p>ピクトグラム等を設置</p> <p>歩道 車道</p>